

29. 新クリーンセンター建設計画に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務委託に関する決裁文書一式、6号随意契約の理由書一式、及び再委託承諾に係る決裁文書一式、承諾書一式、及び委託の変更契約の決裁文書一式、支出命令書等行政文書一式

34. 新クリーンセンター施設整備基本計画策定業務の起案決裁と、仕様書等契約内容のわかる資料

環境部 クリーンセンター建設推進課

保存期間	10年	決裁区分	市長決裁						
收受日		文書番号							
起案日	令和5年9月19日	公印	不要						
決裁日	令和5年9月19日	起案者	クリーンセンター建設推進課 係員 芦谷 岳高 (電話番号: 34-5314 (内線: 2272))						
施行日									
処理期限									
発信元文書の日付									
分類	A-1-2	議会提案	なし						
簿冊名	クリーンセンター建設計画(方針決定)(10年)								
あて先									
件名	新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等委託に係る随意契約について								
決裁・合議	市長	副市長	部長	理事	次長	課長	課長補佐	主任	
									
	課内								
	合議	環境政策課	環境政策課						
公印使用承認									
	<p>伺い文 標記の件について、別紙のとおり「新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等」を委託してよろしいか伺います。</p>								

1 業務内容
<p>本市では、新たなごみ処理施設(熱回収施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設)の整備を目指しており、本業務は、新ごみ処理施設における新たなPPP/PEI導入プロセスの検討、施設整備基本計画等の情報整理、奈良市地球温暖化対策庁内実行計画や奈良市ゼロカーボン戦略アクションプランの策定等を行うものです。</p>
2 予算額
<p>①新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等分 33,000,000円 ※国費(循環型社会形成推進交付金)11,000,000円 ※一般財源 22,000,000円</p> <p>②地球温暖化対策庁内実行計画・ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務分 13,000,000円(一般財源、流用予定)</p>
3 仕様
別紙のとおり
4 経緯
<p>本市の新クリーンセンター建設事業は、公害調停が平成17年12月に成立したのち、平成18年2月に「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会(現:奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会)」が設置され、移転建設候補地の検討が始まってから約17年間の歳月が過ぎたにもかかわらず、未だ建設候補地が確定していない状況にある。この間、現工場である奈良市環境清美工場の老朽化は著しく進行しており、最も古い炉は稼働開始後41年経過している。そのため、現工場の維持管理に係る費用は毎年上昇を続け、本市財政を圧迫していることに加え、故障による施設稼働停止により正常なごみ処理の運営を行うことが困難となっている。こうした状況において、一刻も早い新施設の建設が求められており、速やかな施設整備基本計画の策定や事業手法の検討が求められている。さらに、本市新クリーンセンター建設事業は公害調停により移転しなければならない前提条件がある中、移転先の住民に対して具体的な事業コンセプトを示すことができず、住民理解の醸成は困難を極めている。こうした状況において事業を進展させるためには、一定程度計画内容が決定した際に民間事業者から意見を徴収する、従来の「マーケットサウンディング型」のPPP/PEI導入プロセスだけでなく、民間事業者に提案インセンティブを付与できる「選抜・交渉型」の手法を組み合わせるなど、これまでのごみ処理施設のPPP検討手法に捉われない本市の実情にあった新たなPPP/PEI導入プロセスの検討が必要である。また、このPPP/PEI導入プロセスの検討を行うPEI等導入可能性調査業務と施設整備基本計画策定業務を同一事業者が実施することで、早期に事業スキームを整理できる。</p> <p>併せて、新クリーンセンターは、奈良市地球温暖化対策庁内実行計画や奈良市ゼロカーボン戦略(環境政策課所管)の「施策(アクション)の立案」において中核となる施設であり、構想の各施策において重要な役割を担っている。このことから本業務において当該事業者へ一括して委託することで新クリーンセンター建設事業とゼロカーボン戦略の施策の内容の整合性を図るこ</p>

とができると見込める。また、それぞれの業務において重複する作業、業務打ち合わせを省くことで経費削減についても見込める。

本事業は、これまで困難を極めた住民理解の醸成、一刻も早く新施設の検討を進めなければならないひっ迫した状況において、新たなPPP/PFI導入プロセスの検討、施設整備基本計画等の情報整理を行うものである。今回の委託先であるEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社は、我が国において、空港・下水道・ガス事業の多種多様な業種において新たなPPP/PFI事業の第1号案件の受注経験を有しているコンサルタント事業者であること、本市の県域水道一体化に係る検討支援業務において精緻なシミュレーションを実施し、県域水道一体化に参加するよりも本市単独経営の方が有利であることを示すなど本市財政状況に精通していること、早期に建設予定地を確定するために住民説明会を令和5年中に実施する必要があるなど時間的制約がある中で、年内の中間報告、今年度中の計画策定が可能な事業者であることから、地方自治法施行令第167条第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に基づき、当該事業者に本業務を契約することが妥当であると考えます。

新クリーンセンター建設に係る

新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等委託

仕様書

令和5年9月

奈良市

1. 業務目的

奈良市（以下「発注者」という。）では、新たなごみ処理施設（熱回収施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設）の整備を目指している。

本業務では、新ごみ処理施設の新たなPPP/PFI導入プロセスの検討としてPFI等導入可能性調査、施設整備基本計画策定等の情報整理を行うものであるとする。

なお、本業務は、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて行うものであることに留意すること。

2. 業務名称

新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等

3. 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月22日までとする。

4. 履行場所

奈良市内一円

5. 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。（詳細は第2章に示すものとする）

- ・PFI等導入可能性調査
- ・施設整備基本計画策定

6. 本任担当の選任

本業務内容は、本仕様書に基づき履行するものであるが、本仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、発注者と協議・決定のうえ、受託者の責任において履行するものとする。

7. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等（最新版）で示された当該業務に関する事項を遵守し、業務内容に不備のないようにしなければならない。

8. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、発注者の承認を受けなければならない。

(1) 着手時

- ①業務着手届
- ②管理技術者、照査技術者及び担当技術者選任届並びに経歴書
- ③業務実施工程表
- ④業務実施計画書（業務内容、業務実施担当者一覧等を記載）

(2) 完了時

- ①業務完了届
- ②納品書
- ③請求書
- ④その他発注者が指示する書類

9. 業務の実施体制

(1) 受託者は、将来の市民の負担を最小化するために、従来の官民連携手法に留まらない新たな官民連携手法を含めて検討を行うものであり、また、円滑に業務を遂行するために、以下のとおり、「管理技術者」、「照査技術者」、「担当技術者」の他、検討に必要とされる十分な経験を有する者を配置しなければならない。

(2) 受託者は、本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、発注者に届け出るものとし、受託者が直接雇用している者であることの確認できる書類（健康保険証等の写し）を提出しなければならない。また、管理技術者、照査技術者及び担当技

術者は兼ねることはできないものとする。

- (3) 管理技術者は、本業務の管理及び統括等を行う責任者として、受託者と直接的な雇用関係にあり、コンセッションを含めたPPP/PFIの導入可能性の調査に関する業務における管理技術者としての実績を有する者でなければならない。
- (4) 照査技術者は、成果品の内容について技術上の照査を行うなど業務の照査を行う者であり、コンセッションを含めたPPP/PFIの導入可能性の調査に関する業務での業務経験を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。
- (5) 担当技術者は、本業務を主に担当する者とし、本業務を行うための知識及び技術を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。
- (6) 本業務では、コンセッションを含めたPPP/PFI導入可能性調査の実績を有する公認会計士を配置すること、かつ、弁護士から適やかな支援を受けることができる体制を構築すること。

#### 10. 打合せ協議

受託者は、業務の円滑な実施のため、打合せ協議を業務着手時、中間時及び成果品納入時に行うことを原則とするが、必要があれば発注者と協議し、適宜開催するものとする。

#### 11. 相談対応

受託者は、業務内容において、本市から当該検討内容についての助言が求められた場合、訪問又はWebによる会議方式の他に電話、電子メール等により速やかに対応すること。

#### 12. 中立性の義務と秘密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、当事者以外の第三者に漏らしたり、当該以外の目的に使用したりしてはならない。また、中立性を保たなければならない。

#### 13. 資料等の貸与

本業務の遂行上必要な資料の取集は、原則として受託者が行うものであるが、発注者が所有し、かつ業務に利用できる資料は貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成し、業務完了時に全て返却するものとする。

#### 14. 関係機関等との協議

受託者は、本計画内容に関係する機関等との協議を必要とするとき、または発注者に協議を求められたときは誠意をもってこれにあたり、遅滞なく発注者に助言、報告するものとする。

#### 15. 議事録の作成

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、発注者に提出するものとする。

#### 16. 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 17. 検査

受託者は、業務の完了に際し、発注者による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。なお、納品後において成果品内容に誤記・誤算があった場合は速やかに訂正し、再提出しなければならない。

#### 18. 成果品

- (1) PFI等導入可能性調査 A4版・・・・・・・・・・・・・・・・・3部
- (2) 施設整備基本計画 A4版・・・・・・・・・・・・・・・・・3部

- (3) 施設整備基本計画概要版 A4版又はA3版 . . . . . 3枚
- (4) 参考資料 . . . . . 一式
- (5) 打合せ議事録 . . . . . 一式
- (6) 上記の電子データ (CD-R等) . . . . . 一式

19. 成果品及び資料等の帰属

本業務の過程で作成した成果品及び資料等については、すべて本市に帰属するものと  
し、受注者は、本市の承諾を得ないで業務の成果を他に公表、貸与または使用してはな  
らない。

業務内容

第1節 PFI等導入可能性調査

本市では、本市所有の環境清栄工場が、稼働開始から既に40年近く経過し、老朽  
化が進んでいるため、安定した稼働を続けることが厳しい状況になっている。現施設  
の老朽化は、一刻の猶予もないほどの深刻さを増しており、今後の人口減少を念頭に  
段階的な減化の可能性を残しつつ、本市単独で新クリーンセンターの早期整備に取  
り組む必要がある。

人口減少下において、莫大な修繕・更新費用を本市単独で負担していくためには、  
民間の資金・技術・ノウハウを最大限に活かした施設整備・運営計画が欠かせないと  
考えており、また、本市では新ごみ処理施設を核として、廃棄物の資源化を含めた資  
源・エネルギーの地域内循環を担う地域エネルギーセンターの構築を模索している。  
本検討では新ごみ処理施設の整備及び運営に関し、民間の専門的な技術、手法、情  
報、経験を活用したPPP/PFI方式（民間のノウハウを最大限に活かすための従  
来の官民連携手法に留まらない新たな事業スキームの検討を含む）（以下、PFI方  
式等という。）の導入の可能性について、定量的・定性的な評価を行ったうえで、總  
合的な観点から最適な事業方式を選定することを目的とする。

本業務の内容は次のとおりとする。

1. 事業概要の整理

新ごみ処理施設における基本条件（施設の概要、立地条件、施設規模、処理対象ごみ  
量、計画ごみ費、公害防止基準、余剰利用計画、施設の整備内容等）を整理する。  
また、整理した結果は、3. 市場調査での活用を想定しており、整理にあたっては、対  
外的に分かりやすい資料の作成に努めることとする。

2. 事業スキームの検討

(1) 事業方式等の整理

先行事例等を踏まえ、本事業で想定されるPFI方式等を整理し、本事業への適合性を検討する。特に、コンセッション等の先進的な経営体制を採用している官民連携事業の事例を調査し、その事業スキーム、経営改善効果、資金調達手法等について詳細に把握するとともに、当該調査結果をもとに、民間のノウハウを最大限に活かすための従来の官民連携手法に留まらない新たな事業スキームも含め検討すること。検討にあたっては、方式等毎に以下の項目について整理し、本市への適合性を検討すること。

- ① 事業方式の概要
- ② 公共と民間の業務範囲及びリスクの分担
- ③ 資金調達、設計、建設、運営（運転・維持管理）の業務主体と施設の所有権
- ④ 導入されている施設の整備事例（事業スキームや事業期間等含む）
- ⑤ 一般廃棄物処理施設における導入事例及び採用実績等
- ⑥ ⑤における余熱利用施設や付帯施設の事例

#### (2) 法的条件の整理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方自治法等現行の法制度を踏まえ、PFI方式等で本事業を実施する場合の法的条件や留意事項を整理する。また、固定資産税や都市計画税等の税制度についてもPFI方式等を導入した場合における影響について整理する。

#### (3) 支援措置の検討

交付金、税制優遇及び金融上の支援措置等、事業採算性を向上するための支援措置について検討する。なお、支援措置については、国等において適宜、検討されていることから最新の情報を反映すること。

### 3. 市場調査

民間事業者の参加意欲や本事業スキームの妥当性を把握するために、適切な選定基準を設定した上で、廃棄物処理PPP/PFI事業で代表企業等を務める企業より複数社を

選定し、書面及び口頭によるヒアリングを実施すること。

なお、ヒアリング候補先の決定にあたっては、事前に発注者と相談を行うこと。

### 4. 事業化シミュレーション

3の調査結果を踏まえた有効となる事業手法について、本市より提示する建設費・維持管理費情報に基づき、本市の負担を比較するための長期事業収支シミュレーション（損益計算・キャッシュフロー計算）を行うこと。

### 5. 事業手法の評価

上記2から4の制約結果を踏まえ、定性的かつ定量的に総合評価を行い、新ごみ処理施設の整備に最適な事業手法を整理する。

評価した事業手法で実施する場合の事業スケジュールを整理するとともに、当該事業手法で実施する場合に想定される課題を抽出する。

### 6. 実施（基本）方針作成

前項までの検討で最適な事業手法と評価された手法における事業実施に係る実施方針（案）を検討・作成する。

## 第2節 施設整備基本計画策定

本計画は、奈良市が目指す施設の整備に向け、民間事業者からの事業提案を受けるための公表情報の整理のため、ごみ処理に係る基本事項に関する調査・分析を行い、最適な処理システムや施設整備の方法について、整理する。

### 1. 基本計画の目的等の整理

本計画の策定にあたり、これまでの背景や目的を整理する。

### 2. ごみ処理の現状及び課題の整理

本計画の前提となるごみ処理の現状及び課題を整理する。

ごみ排出量の推移、分別区分、ごみ処理の流れ、ごみ処理施設の概要及びごみ処理の課題等について整理する。

### 3. 施設整備に係る基本理念の整理

施設基本構想によって設定された施設整備に係る基本方針をもとに整理する。

### 4. 事業計画地の概要の整理

事業計画地の要件、位置、法規制状況、稼働開始時における搬出入道路等について整理する。

### 5. 施設基本条件の検討

焼却施設およびリサイクル施設の基本条件について下記のとおり設定する。

稼働開始年度、処理対象物、処理対象物の排出量の将来予測、施設規模及び計画ごみ質を設定する。また、焼却施設の系列数及び処理方式における評価を実施する。本計画施設における搬出入条件、搬出入道路及び台数について整理する。

なお、排出量予測及び計画ごみ質については「プラスチック資源循環促進法」施行に伴う、プラスチック類の取り扱い変更による処理量及びごみ質の変化の予測を含む。

### 6. 眺望・環境保全計画の検討

周辺環境との調和を図り、奈良らしい眺望・景観の保全等に配慮した計画について検討する。また、建設候補地周辺地域及び施設に十分に配慮した環境保全計画について、公害防止の観点から検討する。

### 7. 熱エネルギー回収・利用計画の検討

余熱利用方式の考え方を整理し、余熱の利用可能量の算定を行うとともに、発電可能量の試算を実施する。

### 8. 残渣処理計画の検討

残渣処理等の考え方を整理し、検討する。

### 9. 環境学習・啓発機能の検討

循環型社会の形成を目指し、環境学習・啓発機能について検討する。

### 10. 防災・減災計画

施設の強化のために配慮すべき事項を整理する。日常の安全管理及び防災時の対応並びに災害復旧時の防災拠点としての役割について検討する。

#### 1.1. 災害廃棄物の把握

災害廃棄物の受入に必要な設備について検討する。

#### 1.2. 施設計画

新クリーンセンターの施設計画は、処理フロー、主要設備構成等について検討する。

#### 1.3. 土木基本計画

造成、外構等の計画を策定する。

#### 14. 建築基本計画

整備コスト削減を目的とし、プラント設備の一部屋外設置について検討する。  
層高、意匠、デザイン等の計画を策定する。また、耐震基準も併せて検討する。

#### 15. 施設配置計画・動線計画

施設運営時の利便性、災害時対応、都市計画要件を考慮し、全体施設配置計画及び動線計画を検討する。

#### 16. 概算事業費及び財源構成

施設の管理・運営計画を検討する。  
メーカーヒアリングを実施し、概算事業費の算定を行う。また、市負担額の軽減のため、本計画において活用することができる交付金、起債等について調査する。

#### 17. 事業スケジュールの検討

本施設の稼働までにかかる事業スケジュールを策定する。

#### 18. 施工計画

工事行程及び施設施工中の環境保全について、近隣の施設の状態等をふまえ検討する。また、工事用車両のアクセスルートについて検討する。

以上

### 奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び 奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託 仕様書

#### 1. 業務名称

奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務

#### 2. 業務の目的

市町村は、地球温暖化対策の推進に関する法律の定めにより、国が定める地球温暖化対策計画に即して、自らの事務及び事業に關する温室効果ガスの排出量削減等に係る計画（以下、「事務事業編」という。）の策定が求められている。また、中核市は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を行うための総合的な計画（以下、「区域施策編」という。）の策定が求められている。

奈良市（以下、「発注者」という。）では、2018年3月に事務事業編として策定した「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第4次）」（以下、「第4次庁内実行計画」という。）の計画期間が2022年3月で終了し、早急に新たな計画を策定する必要がある。また、区域施策編として2023年9月に「奈良市ゼロカーボン戦略」（以下、「ゼロカーボン戦略」という。）を策定している。2050年脱炭素社会の実現に向けて、中間目標である2030年度までに温室効果ガス排出量の2013年度比50%削減を目指し、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの拡大等の具体的な取組の着実な実施に向けてアクションプランの策定が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、本業務では、ゼロカーボン戦略及び第4次庁内実行計画等を基に、現在までに起きた環境の変化を反映した「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）」（以下、「第5次庁内実行計画」という。）を策定するとともに、2030年度までの中間目標を達成するための「奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定することを目的とする。

なお、第5次庁内実行計画とアクションプランは、その内容について整合させるものとする。

#### 3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月27日（水）まで

#### 4. 業務の対象区域

奈良市全域

#### 5. 業務の内容

(1) 奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）策定業務

① 基本的事項の整理

計画策定の背景や目的、計画期間、基準年度等基本的事項について、第4次庁内実行計画策定以降の状況変化を踏まえて整理する。

② 温室効果ガス排出量の現状と課題の整理

第4次庁内実行計画までの目標達成状況、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の現状、並びに温室効果ガス削減に向けた課題を整理する。

③ 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

2050年脱炭素社会の実現及び2030年度中間目標を念頭に、基準年度及び現状の温室効果ガス排出量を踏まえて、削減目標を設定する。

④ 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の整理

本市の事情を踏まえて、ゼロカーボン戦略に掲げた取組を中心に、2030年度までに優先的に取り組む施策を検討・整理する。

⑤ 実行計画の推進に関する検討

第5次庁内実行計画の推進方法及び推進体制について検討・整理する。

(2) 奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務

① 基本的事項の整理

ゼロカーボン戦略において掲げる目標、取組内容等の基本的事項を整理し、取組における「ゼロカーボン古部モデル・奈良」との整合性を確認する。

② 取組及び取組に係る課題の整理

2050年脱炭素社会の実現を念頭に、2030年度の中間目標達成に向けて、各実施主体（市民、事業者、本市）が実施する取組と、その取組を実施するに当たり想定される課題を整理する。既に本市が実施している取組についても、更に推進する上での課題を整理する。

③ 課題を解決するための施策（行動）の整理

2030年度までに温室効果ガス削減効果が表れる取組を中心に、②で整理した課題に対応するための有効な施策（行動）等を他自治体の事例も踏まえて整理する。既に実施中の取組についても、その進捗を把握し、今後取るべき施策（行動）を検討する。

④ 施策（行動）案の設定

各施策（行動）について、奈良市の規模や特徴、適用の難易度（予算、期間等）等、市の特性を踏まえ適用可能かを検討する。

⑤ 2030年度排出量削減目標の達成に向けた施策（行動）の評価

抽出した取組を実施することによる2030年度までに想定される排出削減量を推計するとともに、進捗管理のため、事業者による排出量の調査・推計方法を示す。

⑥ 2030年度に向けた脱炭素ロードマップ策定

目標達成までの期日やマイルストーンを設定し、また各取組を推進する上での体制、進捗のモニタリング方法等について検討し、2030年度に向けたロードマップを策定する。

6. 成果品等

本業務の成果品として、以下を提出すること。

- (1) 「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）」電子データ（Word）
- (2) 「奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン」電子データ（Word）
- (3) 本業務に使用した各種資料を含む電子データ
- (4) その他発注者が指示する資料

7. 業務実施に関する留意事項

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令、上位計画等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、発注者と協議を行い、その範囲や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 受注者は、本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に書面による承諾を得ること。
- (5) 受注者は、業務中に知り得た内容等について、第三者にその情報を漏らしてはならない。
- (6) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (7) 本業務は、奈良県の地方公共団体実行計画（事務事業部）策定・実施マニュアルに沿って実施すること。

8. 打合せ及び協議日程

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者に定期的に打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。

9. 貸与する資料及び使用制限

本業務の実施に当たっては、発注者は受注者より申請があれば資料を貸与するものとする。

なお、受注者は貸与された資料が本業務に必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。受注者は本業務終了後、速やかに発注者へ返却及び電子データを削除するものとする。また、受注者は貸与された資料に損傷、滅失、盗難等のないよう慎重に

取り扱わなければならない。

10. 秘密事項等

本業務の実施に当たり、奈良市個人情報保護条例及び下記の事項について遵守するものとする。

- (1) 本業務の過程で知り得た秘密事項、資料等を発注者の許可なく他に公表してはならない。
- (2) セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩の無きよう徹底した管理を実施しなければならない。

11. 権利関係

- (1) 本業務の成果品の著作権等はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (3) 文獻その他の資料を引用した場合は、その文獻、資料名を必ず明記すること。

12. その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

13. 担当課（問合せ先）

奈良市 環境部 環境政策課  
〒630-6580 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
電話：0742-34-6591  
電子メール：kankyoseisaku@city.nara.jp

保存期間	10年	決裁区分	副市長専決					
收受日		文書番号						
起案日	令和5年9月25日	公印	不要					
決裁日	令和5年9月27日	起案者	クリーンセンター建設推進課					
施行日			係員 芦谷 伍志					
処理期限			(電話番号：2272)					
発信元文書の日付		議会提案	なし					
分類	C-8-3							
簿冊名	施行起案(10年)							
あて先								
件名	新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等委託							
決裁・合議	副市長	部長	理事	次長	課長	課長補佐	主任	課内
								
	合議	総務部長	総務部次長	財政課長	財政課			
公印使用承認								
	<p>伺い文 標記の件について、別紙のとおり「新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等」について委託してよろしいか伺います。</p>							

1 業務内容

本市では、新たなごみ処理施設（熱回収施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設）の整備を目指しており、本業務は、新ごみ処理施設における新たなPPP/PFI導入プロセスの検討としてPFI等導入可能性調査、施設整備基本計画策定等の情報整理を行うものです。

2 予算額

予算区分：令和4年度繰越明許予算  
 款：衛生費 項：清掃費 目：清掃施設整備事業費  
 大事業：クリーンセンター建設事業  
 中事業：クリーンセンター建設事業  
 小事業：クリーンセンター建設事業  
 節：委託料 43,000,000円

3 財源

国費（循環型社会形成推進交付金） 1/3  
 一般財源 2/3

3 仕様

別紙のとおり

第9号様式

予定価格調書

業務場所 奈良市内一円

件名 新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等

百万				千				円			
予	定	価	格	3	3	2	3	1	0	0	0

百万				千				円					
入	札	書	比	較	価	格	3	0	2	1	0	0	0

令和 5 年 9 月 25 日

予定価格決定者 役職名 環境部長  
 氏名 山口 浩史



(注) 入札書比較価格は、予定価格の110分の100に相当する金額を記入すること。

随意契約の理由書

課名 クリーンセンター建設推進課

1. 件名  
新クリーンセンター建設事業に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等委託
2. 契約又は契約予定の相手方(名称 代表者名)  
EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
3. 随意契約を適用する条項(地方自治法施行令第167条の2第1項)
  - 第1号 予定価格が一定の金額を超えないとき
    - 工事又は製造の請負 190万円以下
    - 財産の買入れ 80万円以下
    - 物件の借入れ 40万円以下
    - 財産の売払い 30万円以下
    - 物件の貸付け 30万円以下
    - 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円以下
  - 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないとき
  - 第3号 障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約のとき
  - 第4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
  - 第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
  - 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
  - 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
  - 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
  - 第9号 競争入札において落札者が契約を締結しないとき
4. 上記3.の各号を適用した理由(第1号適用の場合は、理由は不要です。なお、随意契約適用条項が第1号に該当し、かつ他の号のいずれかに競合的に該当する場合は、第1号を適用します。但し、他の号と競合し見積者1者となる場合は、1者となる理由が必要です。)

別紙のとおり

本市の新クリーンセンター建設事業は、公害調査が平成17年12月に成立したのも、平成18年2月に「奈良市ごみ焼却施設移動建設計画策定委員会(現:奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会)」が設置され、移転建設候補地の検討が始まってから約17年間の歳月が過ぎたにもかかわらず、未だ建設候補地が確定していない状況にある。この間、現工場である奈良市環境清美工場の老朽化は著しく進行しており、最も古い炉は稼働開始後41年経過している。そのため、現工場の維持管理に係る費用は毎年上昇を続け、本市財政を圧迫していることに加え、故障による施設稼働停止により正常なごみ処理の運営を行うことが困難となっている。こうした状況において、一刻も早い新施設の建設が求められており、速やかな施設整備基本計画の策定や事業手法の検討が求められている。さらに、本市新クリーンセンター建設事業は公害調査により移転しなければならない前提条件がある中、移転先の住民に対して具体的な事業コンセプトを示すことができず、住民理解の醸成は困難を極めている。こうした状況において事業を進めさせるためには、一定程度計画内容が決定した際に民間事業者から意見を徴収する、従来の「マーケットサウンディング型」のPPP/PPF導入プロセスだけでなく、民間事業者に提案インセンティブを付与できる「選抜・交渉型」の手法を組み合わせるなど、これまでのごみ処理施設のPPP検討手法に採れない本市の実情にあった新たなPPP/PPF導入プロセスの検討が必要である。また、このPPP/PPF導入プロセスの検討を行うPPF等導入可能性調査業務と施設整備基本計画策定業務を同一事業者が実施することで、早期に事業スキームを整理できる。

併せて、新クリーンセンターは、奈良市地球温暖化対策庁内実行計画や奈良市ゼロカーボン戦略(環境政策課所管)の「施策(アクション)の立案」において中核となる施設であり、構想の各施策において重要な役割を担っている。このことから本業務において当該事業者へ一括して委託することで新クリーンセンター建設事業とゼロカーボン戦略の施策の内容の整合性を図ることができると見込める。また、それぞれの業務において重複する作業、業務打ち合わせを省くことで経費削減についても見込める。

本事業は、これまで困難を極めた住民理解の醸成、一刻も早く新施設の検討を進めなければならないひっ迫した状況において、新たなPPP/PPF導入プロセスの検討、施設整備基本計画等の情報整理を行うものである。今回の委託先であるEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社は、我が国において、空港・下水道・ガス事業の多種多用な業種において新たなPPP/PPF事業の第1号案件の受注経験を有しているコンサルタント事業者であること、本市の異域水道一体化に係る検討支援業務において精緻なシミュレーションを実施し、異域水道一体化に参加するよりも本市単独経営の方が有利であることを示すなど本市財政状況に精通していること、早期に建設予定地を確定するために住民説明会を令和5年中に実施する必要があるなど時間的制約がある中で、年内の中間報告、今年度中の計画策定が可能なる事業者であることから、地方自治法施行令第167条第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)に基づき、当該事業者に本業務を契約することが妥当であると考えます。